

## 住宅防音工事の設計監理を実施する設計事務所の選定について（参考）

住宅防音工事の設計監理を実施する設計事務所については、工事希望者ご本人が選定していただくこととなります。（国は、設計事務所の斡旋はしていません。）

住宅防音工事を円滑に実施するための参考として、令和3年度に住宅防音工事の設計監理を実施した設計事務所の情報を掲載いたします。

### 資料：令和3年度に住宅防音工事を実施した設計事務所

#### （注意事項）

- 1 選定にあたっては、工事希望者ご本人が設計事務所と調整する必要があります。
- 2 掲載されている設計事務所から選定することを義務付けるものではありませんので、工事希望者ご本人が自由に選定してください。
- 3 工事希望者が設計事務所との間で問題が生じた場合には、工事希望者と設計事務所との間で調整していただくこととなります。（国は、調整に加わったり、問題解決についての対応はできません。）
- 4 工事希望者は、原則として住宅所有者となります。ただし、借家人が防音工事の実施について所有者の承諾を得た場合は、借家人が工事希望者になることができます。